

## 第29回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月)午後3時30分から
2. 開催場所 川西町役場 大会議室
3. 出席委員(10名)  
会長 10番 大沼 藤一  
会長職務代理者 9番 新野 勝廣  
委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏  
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子
4. 議事日程  
第 1 議事録署名委員の指名  
第 2 会議書記の指名  
第 3 会期の決定  
第 4 報告第61号 非農地証明の結果報告について  
第 5 議第158号 農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
並びに令和4年度最適化活動の目標の設定について  
第 6 議第159号 農地の権利取得後における下限面積基準の設定について
5. 農業委員会事務局職員  
事務局 農地主査 竹田智弘、主任 高橋光好、主任 玉田絵里子、主事補 小関美夢
6. 会議の概要  
(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第29回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番高橋孝博委員、議席4番佐々木一宏委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より、竹田主査並びに高橋主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする  
ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第61号、非農地証明の結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

1ページをお開きいただきまして、報告第61号、非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。2ページをお開きください。願ひ人●●、土地については大字小松字西留塚273番、畑91㎡、計畑2筆300㎡。非農地となった時期及び事由については、令和3年頃から以前は畑として利用していたところですが、住宅の裏ということもあり、宅地と一体的な状態で取り扱いをしており、今は雑種地のような状態だということでの申請でございます。調査員の意見としましては、令和4年6月16日に現地調査を行いまして、後藤委員と勝見委員と事務局職員私で申請内容のとおり相違ないことを確認しております。

つづいて、3ページをお開きいただきまして、願ひ人が福牡丹酒造株式会社代表取締役高橋敦、土地については、大字小松字西留塚286の3、畑の527㎡でございます。こちらも先ほどの土地と隣接している土地でございます。非農地となった時期及び事由については、先ほどと同じでございます。同じく令和4年6月16日に現地調査を行っておりまして、後藤委員と勝見委員と事務局から私が行っております。申請の内容等に相違ないことを確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第158号、農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

4ページをお開きください。議第158号、農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について、農業委員会の適正な事務実施についてに基づく令和3年度の点検・評価及び農業委員会による最適化活動の推進等についてに基づく令和4年度最適化活動の目標の設定等を作成したので審議を求めます。令和4年6月27日提出、川西町農業委員会会長名。

5ページをお開きください。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということでご説明させていただきます。説明の前に5ページの1番、農業委員会の状況の農業の概要の表がございまして、遊休農地の面積の部分でございます。田圃が0.2、畑が1.1ということで、合計1.3としておりますが、田圃を0.3ha、畑を1.2haの合計1.5haに訂正をお願いいたします。それでは、令和3年度の活動の点検・評価について確認いただきます。5ページの農業委員会の状況については、農林業センサスや各種調査により数値を当てはめておりまして、調査のとおり数値を入

れております。

6ページお開きいただきまして、こちら担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。1番、現状及び課題のところには令和2年度までの実績値、2番の令和3年度の目標及び実績のところ、令和3年度中の実績値が入っております。目標3, 300haに対して3, 367haの集積がございましたので、102%の達成状況でございました。以下については、会議等の実績や評価等を記載しております。

7ページお開きいただきまして、こちらは新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の報告でございます。同じく1番の現状及び課題については、令和2年度までの実績値、その下の2番の令和3年度の目標及び実績のところ、令和3年度中の実績が入っております。参入経営体としては、目標どおりの3経営体、100%ということで、面積としては、目標を上回る実績となっております。大きく上回った要因については、3経営体中、法人が二つ経営体がございます、その集積が影響していることとなります。3番以降については、会議の実績や評価等を記載しておりますのでご覧いただければと思います。

8ページでございます。こちらは遊休農地に関する措置の評価の項目でございます。1番の現状及び課題のところ、同じく令和2年度までの実績値、2番の令和3年度の目標及び実績のところ、3年度中の実績値が入っております。3番以降は3年度の農地パトロールの実施状況及び結果を載せておりますのでご覧いただければと思います。

9ページご覧いただきまして、こちらは違反転用への適正な対応ということの報告になっております。10ページから12ページまでについては、令和3年度中の農地法に基づく事務局としての事務処理件数や総会後の情報の公表状況を、実績を基に記載しておりますのでご覧いただければと思います。

13ページをお開きいただきまして、ここから令和4年度の最適化活動の目標の設定等ということになります。ここから令和4年度分となります。13ページの項目については、こちらも農林業センサスや各種調査によって出てきた数値を当てはめております。

14ページお開きいただきまして、最適化活動の成果目標の部分でございます。(1)の農地の集積ということで、①の現状及び課題のところでは、昨年度までの実績を入れてございます。②の目標でございますが、新たに農地集積の目標年度と集積率を記載する必要がございます。こちらについては、各市町が定める農地等の利用の最適化推進に関する指針、川西町でも平成28年の農業委員会法の改正時に作成しているものもございますが、そちらの集積率を目標にすることとございますが、指針の中で80%以上の集積目標があるのであればその数値を採用して構わない。ただ80%未満の集積率については県が定める数値を記載することとなっております。本町においての指針の目標は、令和5年度末までに集積率67.9%の目標でありますので、80%に満たず、県の指針に倣うこととなります。ただ、90%も高すぎるということとございますので、まずは令和5年度に国の目標の80%に設定することが通知の中で謳われておりますので、農地の集積目標については、令和5年度、集積率は80%というのが、まず通知の中で固定となります。その下に今年度集積目標がございますが、こちらも本来であれば県の指針の90%が目標になるものでございますが、あまり

にもかけ離れている数値ということで、今年度に限っては市町の状況に応じて弾力的に設定できるというところがございます。その目標が、今年度の新規集積が133haで今年度末の集積率が71.1%とする目標とさせていただきます。(2)の遊休農地の解消でございますが、こちらについては、直近の利用状況調査によって判明した遊休農地を解消していく目標を掲げるところでございます。①現状及び課題で、昨年度の農地パトロール利用状況調査によって、1号遊休農地がでてきたのが1.5haございまして、すべて緑区分の遊休農地の面積となっております。緑区分の遊休農地というのは、草刈等ですぐにでも耕作が可能となる農地で、その脇の黄区分の遊休農地が基盤整備事業など条件整備がある程度必要なものというところでございます。昨年度パトロールで見た遊休農地は全て緑区分で事務局のほうで振り分けさせていただいております。新たな最適化活動の目標について、直近の利用状況調査にでてきた遊休農地について、令和3年度で1.5haでしたので、数値の中ではその令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地についての5分の1が令和4年度で解消目標にしましょうという設定でございますので、②の目標のアの既存遊休農地の解消というところの緑区分の遊休農地の解消は1.5haあるよという緑区分の遊休農地のうち0.3haを解消していきましょうという目標になります。

15ページお聞きいただきまして、新規参入の促進ということで、こちらについては①の現状及び課題は令和3年度の実績を入れておりまして、②の目標については、過去3年分の農地法に基づく権利移動の面積の平均値の一割以上を新規参入する方々に貸付していきましょうという目標でございます。こちらの数値については、先月全協でご説明した面積よりも少なくなっているもので記載してありますが、中間管理での権利移動は除くということでしたので、中間管理を除いた結果の数値でございます。今直近3年ということでご説明しましたが、令和4年度については、平成28、平成29、平成30の3か年の平均を取りなさいという指示ですので、直近ではございませんがそういう設定となっております。そうしますと3か年の平均が189haございましたので、今年度新規参入者への貸付目標としましては19ha、一割以上ですので19haと設定させていただいております。これは実際に貸付になれば、貸し付けがあることに越したことはないですが、新規参入者に貸してもいいよという地主の同意を得られればすべて結構だということですので、そういった意味合いでの農地になります。次の2番の最適化活動の活動目標ということで、推進委員等が行う最適化活動を行う日数目標でございますが、一人当たりの活動日数を月10日ということで、こちら年の平均で月10日ということになります。最適化活動を行う農業委員さんの数と推進委員さんの数は10名と16名ということでマックスにさせていただいております。やはり、皆さんで最適化活動を行う上では、最初から外すということはないで、皆さんで取り組んでいくということを目指設定にさせていただきます。(2)の活動強化月間の設定目標ということで、通常の活動に加えて農業委員さん、推進委員さんが皆で取り組むような強化月間を3回以上設けましょうという通知でしたので、まずは3回設定させていただいております。7月の農地の集積、9月の遊休農地の解消、11月の農地の集積ということで、7月と11月の分については、中間管理の申し込みのマッチング等と期間を合わせていただいております。9月の遊休農地の解消については、8月の農地パトロール結果に基づいて農業委員さんや推進委員さんを中心に所有者への意向調査への活動などを全般にしたいと思い設定させていただいております。

3番の新規参入相談会への参加目標ということで、こちらについては、川西町では全員で26名いるわけですが、年度を通じて県や農業会等が主催する新規就農者への相談会のようなものがあれば、どなたか一人が聞けばポイントになるというところでしたので、案内の状況にもよりますが、まずは1回というところで目標設定をさせていただきました。令和4年度については、色々難しいというか、数値的な算出が難しい部分もあって、数値だけではないというところの前回説明からお聞きしているものでございますが、まずは国の通知に基づいて設定できる数値というところで、目標設定とさせていただきます。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について原案の内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について原案のとおり決定いたします。

議長 大沼 藤一

日程第6、議第159号農地の権利取得後における下限面積基準の設定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

16ページをご覧ください。議第159号農地の権利取得後における下限面積基準の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を30アールにしたいので、審議を求めます。令和4年6月27日提出川西町農業委員会会長名。提案理由ですが、平成30年6月25日開催の第17回農業委員会総会で決定した農地法施行規則第17条第1項に規定する別段の面積を継続するためです。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、本町全域の下限面積を従来と同じ30アールとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、本町全域の下限面積を30アールと決定いたします。